

岐阜県難病ケアコーディネーター等研修事業実施要綱

第1 目的

岐阜県難病医療ネットワーク事業実施要綱に基づき、難病患者及びその家族からの相談への対応や、難病医療ネットワーク構成医療機関等と連携、協力し、地域での難病医療の提供を円滑に進める役割を担う専門員（以下「難病ケアコーディネーター」という。）の育成と資質向上を図るとともに、地域における難病患者支援に関するネットワークづくりを推進することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は岐阜県とする。

第3 実施方法

第1に定める目的を達成するため、岐阜県は本事業を適切に実施できると認める者に委託できるものとし、難病医療ネットワーク構成医療機関等と連携、協力しながら企画運営を行い、地域性や受講者の希望等を考慮して時代に即した研修事業を実施するものとする。

第4 対象者

- (1) 難病ケアコーディネーター
- (2) 医療機関の医療従事者等
- (3) 県及び各市町村の保健師等
- (4) 難病生きがいサポートセンターの難病相談支援員等
- (5) その他難病患者支援に携わる者

第5 研修の内容

研修の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 難病の基礎知識に関すること
- (2) 難病の保健・医療・福祉制度に関すること
- (3) 難病の相談対応に関すること
- (4) 難病患者支援に関する事例検討等
- (5) 難病患者支援のネットワークづくりに関すること
- (6) その他難病患者支援に関すること

第6 事業実施上の留意事項

関係行政機関、医師会等の関係団体、関係医療機関等と連携を図り、その協力を得て、事業の円滑な実施に努めるものとする。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。